

2022年9月20日

日本原燃株式会社

再処理施設保安規定及び廃棄物管理施設保安規定における誤記について

1. 事象概要

2022年8月3日、令和4年6月22日付け原規規発第2206229号にて認可を受けた再処理施設保安規定（以下「再処理施設保安規定」という。）及び令和4年6月22日付け原規規発第22062212号にて認可を受けた廃棄物管理施設保安規定（以下「廃棄物管理施設保安規定」という。）の別表の表題と目次に記載の表題が一致していないと保安規定を確認していた社員から報告を受けた。

上記を受け、速やかに保安規定完本（2022年6月10日付け提出）について確認し、これ以外に不整合となっている箇所がないことを確認した。

本件については8月15日にCAP（Corrective Action Program）システムにおけるCR（Condition Report）登録を行い、8月16日に不適合と判断し、応急措置を講じている。

2. 確認した誤記内容、原因及び保安活動への影響

（1）誤記内容

再処理施設保安規定及び廃棄物管理施設保安規定の変更申請において変更した以下の別表の表題が、目次に反映されていなかった。（下線部は変更申請における変更箇所を示す。）

【再処理施設保安規定】

別表 44 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度（第98条関係）

別表 45 放射線業務従事者の線量限度（第98条関係）

別表 45 の2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度（第98条関係）

別表 45 の3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度（第98条関係）

【廃棄物管理施設保安規定】

別表 13 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度（第38条関係）

別表 14 放射線業務従事者の線量限度（第38条関係）

別表 14 の2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度（第38条関係）

別表 14 の3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度（第38条関係）

上記の誤記に対し、以下の不適合処置を実施済みである。（添付1、添付2参照）

- ① 保安規定完本（表紙）に「不適合」である旨の表示を行う。
- ② 保安規定完本に正誤表を添付する。

(2) 原因及び対策

保安規定の完本を作成した際に、目次の図表一覧へ表題の変更を反映し忘れたものであり、今回の誤記に係る原因と対策は、以下の通り。

a. 原因

本文は、申請書である新旧対照表を基に作成、確認を実施していた。しかし、目次については、申請書に含まれておらず、完本版作成の際に改めて作成し反映している。今回、目次作成の際に頁番号に誤りがないことを確認していたものの、タイトル表題に変更があるかどうかの確認が抜けていたことが原因である。

b. 対策

完本作成後のチェック行為を定める業務管理文書のチェック内容に目次についての確認視点（頁番号のズレ変更、本文タイトルの整合）を追加し、チェックする。

(3) 保安活動への影響

今回の誤記は、別表の表題の訂正化に係る変更の目次への反映漏れであり、保安活動への影響はない。

3. 保安規定変更申請における目次の扱いについて

保安規定変更申請における目次の扱いについて、再処理施設保安規定の認可申請を例として以下に示す。

原子炉等規制法の再処理施設の保安規定の認可及び変更に関する条文は以下の通り。

(保安規定)

第五十条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

上記の通り、事業者は再処理施設の保安に関して講ずべき措置を定めた保安規定を策定し、その内容が適切であることについて原子力規制委員会の認可を受けることとされている。

この保安規定は、事業者が定めた文書であり、保安規定の完本としては本文や別図、別表の他、表紙、目次なども含まれ、当初申請においては、目次等を含む保安規定（完本）をもって認可申請を実施する。至近では、当社のMOX燃料加工施設の保安規定認可申請（令和2年6月1日申請、2020 燃建発第1号）において完本で申請を行い、認可を受けている。

原子力規制委員会では、事業者の策定した保安規定（完本）に対し、法第50条第2項

の認可の基準である、第一号「法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないことに該当する」かどうか、第二号「使用済燃料等による災害の防止上十分でないものであることに該当する」かどうかについて審査を行い、いずれにも該当しないと判断した場合に保安規定が認可される。

保安規定を変更する場合は、認可済みの保安規定（完本、当該変更以前の変更を含む）からの変更箇所を新旧対照形式で変更申請書として申請し、当初申請と同様に、変更する内容が法第50条第2号の認可の基準を満足するかの審査が行われる。

今回、完本の作成段階で誤記を生じさせた目次については、2022年4月15日申請の再処理施設保安規定変更認可申請の申請書に記載がないが、申請書において目次の変更を示さなくても、本文、別図、別表等の変更案から条文等の表題や構成を把握でき、また、必要に応じて補足資料等で構成等を示すことで、変更内容が法第50条第2項の認可の基準を満足するかの審査が可能であることから、必ずしも目次を申請対象とする必要はないと考える。

なお、上記の運用は、当社全事業の保安規定の認可申請において同様である。

4. 今後の対応

- (1) 保安規定の変更に係わらない変更箇所についても、確実にチェックできる体制を構築する。
- (2) 今回の誤記については、変更申請対象とする必要のない目次の誤りであることから、速やかに誤記を修正する。

以上

〔 制 定 1998年3月27日
最終改正 2022年6月27日：規程第49号-34
施 行 2022年6月30日 〕

再処理事業所

再処理施設保安規定

〔公開版〕

本書の記載内容のうち、 内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できませんので削除しております。

日本原燃株式会社

再処理事業所 再処理施設保安規定（改正 34） 正誤表（1/1）

誤		正	
別表 28 の 2 放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質の年間予定 使用量等（第 63 条関係）	305	別表 28 の 2 放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質の年間予定 使用量等（第 63 条関係）	305
別表 29 受け入れる使用済燃料の種類（第 64 条関係）	305	別表 29 受け入れる使用済燃料の種類（第 64 条関係）	305
別表 30 使用済燃料集合体の照射前の構造（第 64 条関係）	306	別表 30 使用済燃料集合体の照射前の構造（第 64 条関係）	306
別表 31 プール水の水質管理基準（第 69 条関係）	307	別表 31 プール水の水質管理基準（第 69 条関係）	307
別表 32 削除		別表 32 削除	
別表 33 削除		別表 33 削除	
別表 34 削除		別表 34 削除	
別表 35 削除		別表 35 削除	
別表 35 の 2 一時集積場所設定・解除予定エリア（第 83 条関係）	308	別表 35 の 2 一時集積場所設定・解除予定エリア（第 83 条関係）	308
別表 36 ガラス固化体容器の寸法（第 84 条関係）	309	別表 36 ガラス固化体容器の寸法（第 84 条関係）	309
別表 37 ガラス固化体の検査（第 84 条関係）	310	別表 37 ガラス固化体の検査（第 84 条関係）	310
別表 38 ガラス固化体のつり上げ高さの制限（第 84 条関係）	310	別表 38 ガラス固化体のつり上げ高さの制限（第 84 条関係）	310
別表 39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値（第 86 条関係）	310	別表 39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値（第 86 条関係）	310
別表 40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 86 条関係）	311	別表 40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 86 条関係）	311
別表 41 放射性気体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 88 条関係）	311	別表 41 放射性気体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 88 条関係）	311
別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値（第 88 条関係）	312	別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値（第 88 条関係）	312
別表 43 管理区域内の区分基準（第 92 条関係）	312	別表 43 管理区域内の区分基準（第 92 条関係）	312
別表 44 放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第 98 条関係）	313	別表 44 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度（第 98 条関係）	313
別表 45 放射線業務従事者に係る線量限度（第 98 条関係）	313	別表 45 放射線業務従事者の線量限度（第 98 条関係）	313
別表 45 の 2 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度 （第 98 条関係）	313	別表 45 の 2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度 （第 98 条関係）	313
別表 45 の 3 緊急作業期間中における緊急作業従事者に係る線量の 評価項目及び頻度（第 98 条関係）	313	別表 45 の 3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の 評価項目及び頻度（第 98 条関係）	313
別表 46 管理区域における線量当量等の測定（第 101 条関係）	314	別表 46 管理区域における線量当量等の測定（第 101 条関係）	314
別表 47 放射線測定器類（第 102 条関係）	314	別表 47 放射線測定器類（第 102 条関係）	314
別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 103 条関係）	315	別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 103 条関係）	315
別表 49 物品等の移動に係る基準 （第 95 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条関係）	316	別表 49 物品等の移動に係る基準 （第 95 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条関係）	316
別表 49 の 2 緊急作業についての教育（第 110 条の 2 関係）	316	別表 49 の 2 緊急作業についての教育（第 110 条の 2 関係）	316
別表 49 の 3 緊急作業についての訓練（第 110 条の 2 関係）	316	別表 49 の 3 緊急作業についての訓練（第 110 条の 2 関係）	316
別表 49 の 4 使用済燃料による総合試験における教育訓練（第 120 条関係）	317	別表 49 の 4 使用済燃料による総合試験における教育訓練（第 120 条関係）	317
別表 50 社員等への保安教育実施方針（その 1）（第 121 条関係）	318	別表 50 社員等への保安教育実施方針（その 1）（第 121 条関係）	318
別表 51 社員等への保安教育実施方針（その 2）（第 121 条関係）	319	別表 51 社員等への保安教育実施方針（その 2）（第 121 条関係）	319
別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針（第 122 条関係）	320	別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針（第 122 条関係）	320
別表 53 保安に関する記録（第 125 条関係）	321	別表 53 保安に関する記録（第 125 条関係）	321

〔 制 定 1995 年 1 月 18 日
最終改正 2022 年 6 月 27 日：規程第 41 号-26
施 行 2022 年 6 月 30 日 〕

再処理事業所

廃棄物管理施設保安規定

〔公開版〕

本書の記載内容のうち、 内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できませんので削除しております。

日本原燃株式会社

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定（改正 26） 正誤表（1/1）

誤	正
別表 10 放出管理用計測器の種類等（第 31 条関係） …… 81	別表 10 放出管理用計測器の種類等（第 31 条関係） …… 81
別表 11 管理区域内の区分基準（第 33 条関係） …… 82	別表 11 管理区域内の区分基準（第 33 条関係） …… 82
別表 12 身体及び身体に着用している物の表面密度（第 36 条関係） …… 82	別表 12 身体及び身体に着用している物の表面密度（第 36 条関係） …… 82
別表 13 放射線業務従事者 <u>に係る</u> 線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係） …… 83	別表 13 放射線業務従事者 <u>の</u> 線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係） …… 83
別表 14 放射線業務従事者 <u>に係る</u> 線量限度（第 38 条関係） …… 83	別表 14 放射線業務従事者 <u>の</u> 線量限度（第 38 条関係） …… 83
別表 14 の 2 緊急作業期間中 <u>の</u> 緊急作業従事者 <u>に係る</u> 線量限度 （第 38 条関係） …… 84	別表 14 の 2 緊急作業期間中 <u>における</u> 緊急作業従事者 <u>の</u> 線量限度 （第 38 条関係） …… 84
別表 14 の 3 緊急作業期間中 <u>の</u> 緊急作業従事者 <u>に係る</u> 線量の評価項目及び頻度 （第 38 条関係） …… 84	別表 14 の 3 緊急作業期間中 <u>における</u> 緊急作業従事者 <u>の</u> 線量の評価項目及び頻度 （第 38 条関係） …… 84
別表 15 管理区域における線量当量等の測定（第 41 条関係） …… 84	別表 15 管理区域における線量当量等の測定（第 41 条関係） …… 84
別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定（第 41 条関係） …… 84	別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定（第 41 条関係） …… 84
別表 17 放射線測定器類（第 42 条関係） …… 85	別表 17 放射線測定器類（第 42 条関係） …… 85
別表 18 物品等の移動に係る基準（第 43 条、第 44 条、第 45 条関係） …… 85	別表 18 物品等の移動に係る基準（第 43 条、第 44 条、第 45 条関係） …… 85
別表 18 の 2 緊急作業についての教育（第 48 条の 2 関係） …… 86	別表 18 の 2 緊急作業についての教育（第 48 条の 2 関係） …… 86
別表 18 の 3 緊急作業についての訓練（第 48 条の 2 関係） …… 86	別表 18 の 3 緊急作業についての訓練（第 48 条の 2 関係） …… 86
別表 19 保安教育の実施方針（第 57 条関係） …… 87	別表 19 保安教育の実施方針（第 57 条関係） …… 87
別表 20 保安活動に関する記録（第 60 条関係） …… 88	別表 20 保安活動に関する記録（第 60 条関係） …… 88
添 付	添 付
添付 1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング 等に係る実施基準 （第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連） …… 94	添付 1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング 等に係る実施基準 （第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連） …… 94
添付 2 長期施設管理方針（第 28 条関連） …… 104	添付 2 長期施設管理方針（第 28 条関連） …… 104